

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 8 月 26 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 9 番 藍原 章

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
② 項目ごとに一括質問一括答弁

（質問番号 1） 発 言 事 項	医療的ケア児支援法の改正を踏まえた切れ目のない 地域支援体制の構築について
要 旨	
令和8年7月24日、与野党全会一致により「医療的ケア児等及び重症心身障がい者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」の改正法が成立しました。本改正法は、支援対象が「18歳以上の医療的ケア者」や「重症心身障がい児・者」を新たに法的な支援対象に明記し、令和9年（2027年）4月に向けた体制整備がスタートしました。 これまで居住地域によって支援内容や受け皿に大きな格差が存在していた課題に対し、今回の法改正では「地域格差の是正」が明確に規定されました。指定都市・中核市等への「医療的ケア児等支援センター」の設置主体拡大を契機に既存センターとの連携強化を進め、施行までの期間で地域における支援基盤の拡充を急ぐ必要があります。 ① そこで本市におかれましても、令和9年4月の改正法施行を見据え、県が設置する医療的ケア児等支援センターや近隣自治体、関係機関との連携を強化し、本市における支援の受け皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えますが、本市の見解を伺います。	

- ② これまで医療的ケア児とそのご家族は、高校卒業や18歳という年齢を境に利用できるサービスが激減し、社会から孤立してしまう、いわゆる「18歳の壁」に直面してまいりました。この課題に対し改正法では、18歳以降においても切れ目のない医療や就労支援のみならず、「住居の確保」や「生涯学習の推進」に至るまで、当事者の豊かな地域生活を支える施策が新設されました。

当事者が成人後も住み慣れた地域で安心して生活をするためには、学校在学中の早い段階から、教育、医療（小児科から成人診療科への移行）、障害福祉、就労支援機関が一体となり、個別の移行支援計画を作成・共有していくことが不可欠です。

そこで本市においても、18歳以降を見据えた相談支援や就労・日中活動の場の確保、移行期医療の円滑化、住居や生涯学習の機会確保などを一体的に推進し、「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えますが、本市の見解を伺います。

- ③ 改正法における最も重要な柱の一つが、ケアを担う「家族への支援充実」であります。「全国医療的ケア児者支援協議会」の最新調査によれば、母親の約6割が一日10時間以上、長ければ24時間ものの時間を医療的ケアや介護に費やしており、慢性的な睡眠不足と心身の疲弊が限界に達しています。ご家族は当事者を支える大切な「ケアラー」であり、ご家族の崩壊を防ぐ施策の充実是最優先課題です。こうした実情を踏まえ改正法には、家族の休息を確保する一時預かり（レスパイトケア）の拡充やきょうだい児への支援に加え、特に負担の大きい「在宅での夜間ケアを支える医療・福祉サービスの提供」が明確に盛り込まれました。

そこで本市においても、医療的ケア児・者をご家族で支える在宅実態や過酷なケア状況を詳細に把握し、レスパイト枠の拡充や夜間ケアを支える訪問看護・介護体制の整備、きょうだい支援など、「ケアラー支援」の視点に立った施策を大幅に強化すべきと考えますが、本市の見解を伺います。